



ファミリー・インカム

【解約返戻金抑制型新家族収入保険(高度障害療養加算型)】
(無配当)

被保険者が死亡または高度障害状態になったとき、一定期間、ご遺族の毎月の生活資金を確保できる保険です。

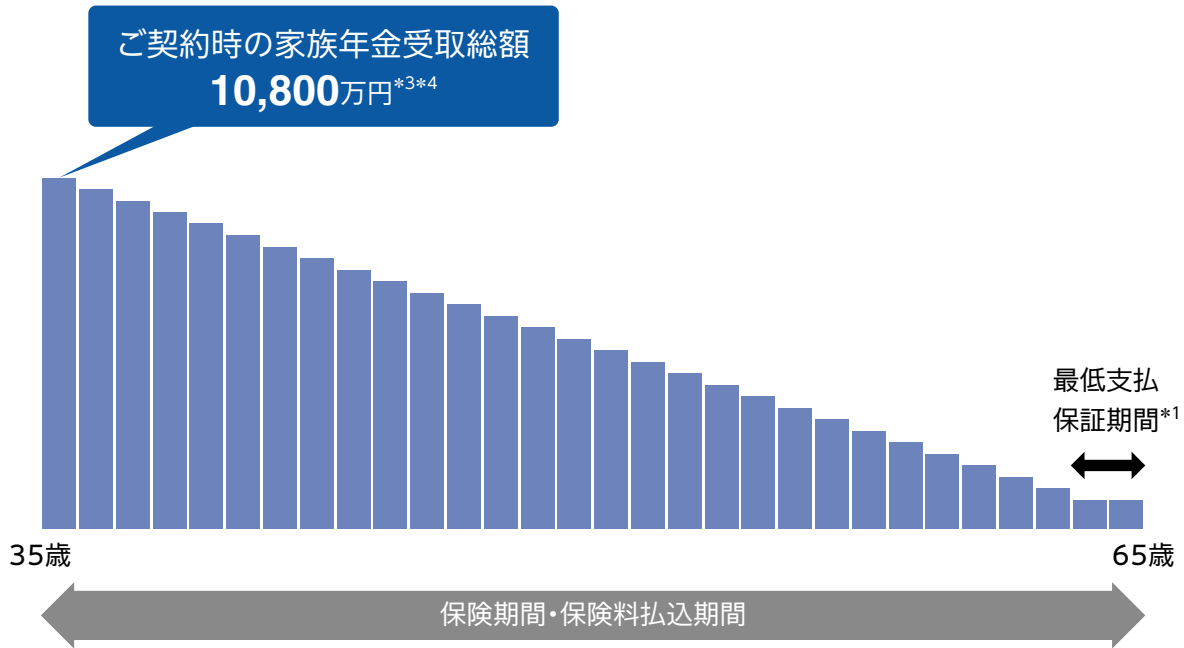
特長

- 1 年金を毎月お支払いします。**
死亡された場合は、年金受取人に家族年金を、所定の高度障害状態になった場合は、被保険者に高度障害年金を、保険期間満了時までお支払いします。
- 2 所定の高度障害状態になった場合、高度障害年金に加え高度障害療養加算年金をお支払いします。**
所定の高度障害状態に該当し、毎年の生存判定日に生存しているときには、高度障害年金に加えて高度障害療養加算年金(年金月額×50%)もお支払いします。
- 3 年金お受取りの際に受取方法を選べます。**
年金に代えて一時金として一括で受け取ることもできます。
- 4 喫煙状況および健康状態などが当社所定の基準を満たす場合、健康体割引特則を付加することで、保険料が割安になります。**

P5へ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

ご契約例

契約年齢……………35歳
保険期間……………65歳
保険料払込期間……………65歳
最低支払保証期間*1……………2年
年金月額……………30万円*2



- *1 死亡日または高度障害状態になった日から保険期間満了時までの期間が、最低支払保証期間に満たないときは最低支払保証期間分、家族年金または高度障害年金をお支払いします。
- *2 高度障害療養加算年金分を除きます。

- *3 この保険に関する表記は、各保険年度のはじめに保険事故が発生し、以降保険期間満了までに受け取ることができる総額(年金月額×12か月×残りの保険期間年数)を表示しています。保険事故発生時に一括して受け取ることができる金額ではありません。
- *4 実際の受取額または受取総額が課税によって上記記載の金額と異なる場合があります。詳しくは、P4をご覧ください。

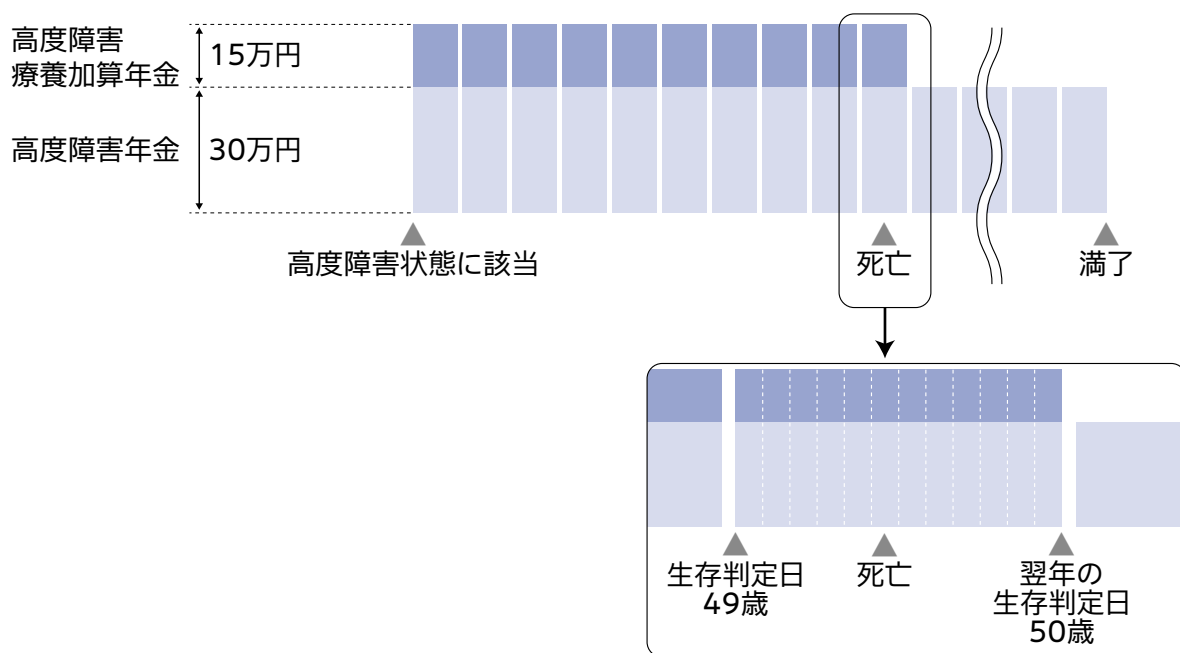
高度障害療養加算年金のお支払い例

ご契約から5年1か月目に所定の高度障害状態に該当し、14年6か月目に死亡された場合

契約年齢……………35歳

保険期間……………65歳

年金月額……………30万円



※ 高度障害療養加算年金は、被保険者が死亡した直後に到来する生存判定日以降は、お支払いしません。

■ お選びいただける受取方法

受取方法	家族年金	高度障害年金	高度障害療養加算年金
全額「年金」でお受取り	○	○	○
全額「一時金」でお受取り	○	○	△*1
一部を「一時金」、残りを「年金」でお受取り*2	○	○	—

*1 高度障害療養加算年金については、お支払いが確定している分のみ一時金でお受取りできます。

*2 一部を一時金で受け取られる場合、残りの年金の年金月額が当社所定の金額以上となることを要します。

家族年金の税務上のお取扱いについて

契約形態	年金としての受給		一時金としての受給
	年金受給権取得時	年金受取時	
契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人の場合	相続税	所得税(雑所得)*	相続税
契約者(保険料負担者)と受取人が同一人の場合	—	所得税(雑所得)*	所得税(一時所得)*
契約者(保険料負担者)と被保険者と受取人が別人の場合	贈与税	所得税(雑所得)*	贈与税

*所得税の他に住民税の課税対象となります。

- 個人にお支払いする年金は、源泉徴収の対象となる場合がありますので、実際にお受取りになる年金額はご契約時の年金額を下まわることがあります。(所得税法第207条、同208条、同209条、所得税法施行令第326条)
- 個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。
- このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
- このご案内は、2023年9月現在の税制に基づいています。今後、制度内容が変更される場合があります。個別の税務上のお取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

健康体割引特則について

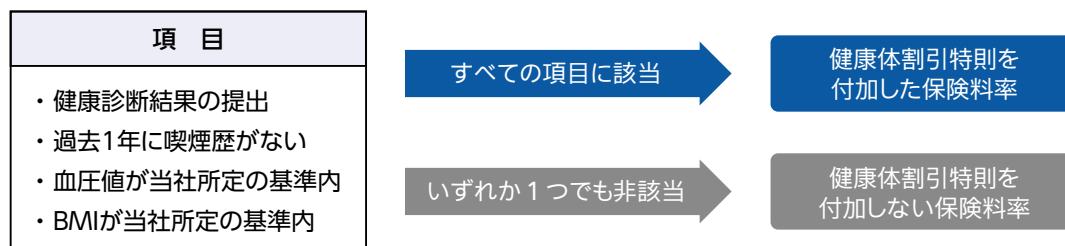
被保険者の喫煙状況および健康状態などが当社所定の基準をすべて満たす場合に付加することができます。

項目	基準
健康診断の受診状況	当社所定の条件を満たす健康診断の結果を提出すること
喫煙状況	過去1年以内に喫煙していないこと
血圧値	最高血圧値が140mmHg未満かつ最低血圧値が90mmHg未満であること
BMI*(ボディ・マス・インデックス)	BMIの値が18.0以上27.0以下であること

*BMI=体重(kg)÷{身長(m)}²

※喫煙状況および健康状態などについては、当社所定の方法により確認させていただきます。

適用する保険料率





ご契約に関する 注意事項

- お客さまの年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。
- 家族年金と高度障害年金(高度障害療養加算年金を含む)は重複してお支払いしません。
- この保険には、解約返戻金はありません。

■健康体割引特則について

- 「健康体」とは、この特則における当社の呼称であり、当社所定の基準に該当しない方が健康ではないということではありません。
- この特則を付加した場合、喫煙状況については、ご契約の成立後に被保険者へ当社所定の方法により確認させていただくことがあります。
- この特則における当社所定の基準を満たしていても、特別条件付保険特約の適用等により、この特則を付加できない場合があります。
- この特則のみの解約はできません。

ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項(クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等)を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
「ご契約のしおり・約款」は当社ホームページ(<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/>)上でいつでもご覧いただけます。



保険種類をお選びいただく際には、「**保険種類のご案内**」をご覧ください。

この保険は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**定期保険(解約返戻金抑制型新家族収入保険(高度障害療養加算型))**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ(<https://www.prudential.co.jp/>)をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2023年9月現在における当社でのお取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10
インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等につきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください